

42
E
1

昭和三十八年度
竹島関係綴

疎外関係綴

竹島関係綴

広報文書課

昭和28年

大分類	42
小分類	E
簿番	1
冊数	1

第1種格納番号
5340
冊の内

繼續御許可相受ケ置度今回出願ニ及ヒタル次第ニ御座候條向卒上記必要ノ事情御覽察ノ上速カニ御許可相成候様此致陳情仕候也

明治四十三年六月式於五日

(住所見)

中井善三郎
橋岡友次郎
加藤 重造

島根県知事 丸山重俊殿

官有地借用願

隠岐国竹島

一 島崎反別式於参町参反参畝市

自明治四十四年七月 五箇年期
至明治四十九年六月

右地所海野蕃殖保護方法ヲ設ケ且ツ地形変更予防ノ爲メ樹木種子播蒔致シ成木ノ上ハ官有ニ納付致スヘキ目的及条件ヲ以テ 自明治三十九年七月 五箇年期借用罷在候外滿期後尚ホ引續キ同一条件ヲ以テ同一目的兼ニ漁業上必要ノ施設ヲ爲ス爲メ前掲地所借用仕度候御懇願被下度料金ノ儀ハ御指示ニ從ヒ成規ノ通上納ハ勿論明治四十四年島根県令第五十七号ニ趣遵守可仕候依テ別紙圖面及ヒ方法書相添保証人連署ヲ以テ此致奉

願候也

明治四十四年六月式於五日

島根県 同吉郡 西御町 太十郎

借用主 竹島環嶺合資会社

右代表社員 中井善三郎

同宗同郡同町大字同町

保証人 加藤 重造

島根県知事 丸山重俊殿

竹島土地使用方法書

一 海野蕃殖ノ爲メ保護場ヲ設置スルコト

一 土地崩壊等ニ由テ生スル地形変更予防ノ爲メ樹木ノ種子ヲ播蒔シ又ハ苗木ヲ移植スルコト 但シ成木ノ上官有ニ歸スヘキハ無論ナリ

一 蔬菜類ヲ栽培シ以テ海野漁業従業者ノ食料ニ供センガ爲メ適當ノ土地ヲ耕作スルコト

一 海野漁業従業者ノ飲料水ニ供センガ爲メ天水及ヒ岩崖消滴ノ淡水貯溜ノ装置ヲ爲ス

一 海野漁業従業者ノ居住及捕獲物製造ノ爲メ漁舎製造場等ヲ設ケ及ヒ往來拂下ヲ受ケ

タル海軍施設望樓建築ヲ保存スルコト

右之通りニ候也